

議題3 令和7事業年度村上市地域公共交通計画認定書  
(地域内フィーダー系統補助関係)(案)

1 概要

村上市の地域特性・実情に応じた生活交通ネットワークを確保・維持するために、鉄道等の地域間交通ネットワークと密接なバス路線等の運行を支援する国庫補助事業である地域公共交通確保維持事業を活用し、市民の生活交通手段を存続させていくもの。

2 計画の名称

令和7事業年度村上市地域公共交通計画認定書(地域内フィーダー系統補助関係)

3 計画期間(補助対象期間)

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

4 計画の概要

(1) 対象運行系統の名称

- ①村上市まちなか循環バス
  - ・大回り循環ー小回り循環
  - ・小回り循環
- ②村上市せなみ巡回バス
- ③北中線

(2) 運行予定者

新潟交通観光バス株式会社

※地域内フィーダー系統とは(村上市地域公共交通計画より)

バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続して支線として運行している地域公共交通を意味する。

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

村交協第10号  
令和6年6月18日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 村上市地域公共交通活性化協議会  
住 所 新潟県村上市三之町1番1号  
代表者氏名 村上市地域公共交通活性化協議会  
会長 村上市長 高橋 邦芳

（案）

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月18日

(名称) 村上市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

村上市の公共交通機関は幹線交通である鉄道、バスを中心として、市内広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は村上駅、村上総合病院や各高等学校など市内中心部へ結び、市民の日常生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかし、人口減少と自家用車の普及により公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線となるなど、収益悪化による行政負担の増加をはじめ運転士不足による路線の維持など様々な問題が生じている。

また、高齢化の進展により高齢者の生活環境に合った交通モードへの需要が高まるなど、人口構造の変化に即した交通モードへの対応が求められている。

路線バスについては、高校生の通学手段として北中線の運行を引き続き確保・維持する必要がある。また、まちなか循環、せなみ巡回及び岩船巡回バスは市内中心部へ接続する重要な路線として引き続き確保維持する必要がある。

これらのことから地域公共交通確保維持事業により、これら路線を確保・維持し住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【村上市地域公共交通計画 44～46頁（目的）、49～50頁（必要性）】

url : <https://www.city.murakami.lg.jp/site/kokyokostu-kyogikai/tiikikoukyoukoutukeikaku.html>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

1人当たり年間利用回数	利用者数	(令和5年度実績)
・まちなか循環バス	49人以上/日	47人/日
・せなみ巡回バス	18人以上/日	17人/日
・岩船巡回バス	68人以上/日	67人/日
・北中線	35人以上/日	33人/日

目標年度 指標	令和7年度
①公共交通への補助額	2.4億円以下
②公共交通の収支率	
路線バス等	13%以上
のりあいタクシー	10%以上
③1人当たり年間利用回数	3.0回/人以上

【村上市地域公共交通計画 P65, 66 参照】

**(2) 事業の効果**

事業対象路線を維持することにより、沿線周辺の学生、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続することで、効率的な運行体系が構築され、住民の外出促進および地域活性化にもつながる。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

まちなか循環バスについては平成30年度に、せなみ巡回バスについては令和6年度に車両の入れ替えを行い、高齢者等が乗り降りしやすいノンステップバスを導入した。乗降口には車いすやベビーカーでの利用者の負担を軽減するスロープが装備されているほか、車内には聴覚障がい者が乗降場所の判断を容易にするため、音声とあわせて行先を案内する液晶モニターによる情報提供を行っている。(村上市、バス事業者)

また、まちなか循環バス及びせなみ巡回バスについては、カラー版の時刻表、経路図を記載したパンフレットを沿線の商店や観光施設等へ配布すると共に、利用者の利便性向上のため、運賃の支払いをスマートフォンアプリによるキャッシュレス決済の導入及び地図アプリによる経路検索等が行えるようにしている。(活性化協議会、バス事業者)

令和7年度は、新潟交通観光バスの自主路線のうち、関川村から接続する路線を除いて村上市地域公共交通活性化協議会の運営するコミュニティバスへ転換するのに伴い、料金をより単純で分かりやすいものとするなど、利用者の利便性向上に努める(活性化協議会、バス事業者)

【村上市地域公共交通計画 P49、50参照】

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者**

表1を添付。

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るまちなか循環バス、せなみ巡回バス、岩船巡回バス及び北中線は村上市が運行事業者に委託する路線であり、その運行に係る費用総額9,400万円から運行収入を差し引いた額8,600万円を委託料(負担額)としている。

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

**7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要**

**【地域間幹線システムのみ】**

該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

**【地域間幹線システムのみ】**

該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**

**【地域間幹線システムのみ】**

該当なし

**10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**

**【地域内フィーダーシステムのみ】**

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月 6日 村上市地域公共交通計画改定案について協議</li> <li>・令和6年5月13日（書面開催）パブリックコメントを経て村上市地域公共交通計画案について合意</li> <li>・令和6年6月18日 計画全体について合意</li> </ul>

**19. 利用者等の意見の反映状況**

令和6年4月10日～30日の20日間、村上市地域公共交通計画改定案についてパブリックコメントを行った。路線バスについては交通事業者の運転手不足など環境が変化していく中で、いかに路線を維持していくかが課題となっているところ、バス利便性を高めてほしいという市民の要望や高齢者の交通手段の確保について他の交通手段とのバランスを図りながら検討を進めていくこととした。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住所) 新潟県村上市三之町1番1号

(所属) 村上市役所企画戦略課

(氏名) 須貝 直毅

(電話) 0254-53-2111

(e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。